保安林予定森林告示附属明細書

（令和８年11月４日付け兵庫県告示第1117号附属）

１　保安林予定森林の所在場所

美方郡香美町村岡区八井谷字高見山710の128

２　指定の目的

水源の涵養

３　指定施業要件

(1)　立木の伐採の方法

ア　主伐に係る伐採種は、定めない。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る伐採をすることができる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。

(2)　立木の伐採の限度

ア　伐採年度ごとに皆伐をすることができる面積の限度は、円山川地域森林計画区矢田川区域の水源の涵養のために指定された保安林（当該保安林が２以上あるときはその集団。以下アにおいて同じ。）のうちその立木の伐採につき択伐が指定されている森林（保安林の機能の維持又は強化を図るために皆伐による伐採をすることができるものを除く。）及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外の森林の面積を当該保安林についての植栽の指定に係る樹種又は更新期待樹種の標準伐期齢（これらの樹種が２以上あるときはそれらの標準伐期齢の面積加重平均林齢）に相当する数で除して得た面積（以下「総年伐面積」という。）に前伐採年度における伐採につき森林法第34条第１項の許可をした面積が当該前伐採年度の総年伐面積に達していない場合にはその達するまでの部分の面積を加えて得た面積とする。

矢田川区域とは、次の地域をいう。

豊岡市竹野町、美方郡香美町

イ　次の森林については、伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる１箇所当たりの面積の限度は、10ヘクタールとする。

ウ　伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に択伐率（当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得た割合をいい、その割合が10分の３を超えるときは、10分の３とする。）を乗じた材積とする。

ただし、保安林の指定後最初に行う択伐による伐採にあっては、次に掲げる森林ごとにそれぞれ次に掲げる率を乗じた材積とする。

字高見山710の128（次の図に示す部分に限る。）

所在の森林　100分の30

エ　（３）に定める森林についての、伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に択伐率（当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得た割合又は次の算式により算出された割合のいずれか小さい割合をいい、その割合が10分の４を超えるときは、10分の４とする。）を乗じた材積とする。

ただし、保安林の指定後最初に行う択伐による伐採によっては、次に掲げる森林ごとにそれぞれ次に掲げる割合（（３）に定める森林につきその割合が次の算式により算出された割合を超える場合には、次の算式により算出された割合）を乗じた材積とする。

字高見山710の128（次の図に示す部分に限る。）

所在の森林　100分の40

$$\frac{Vo-Vs\times\frac{7}{10}}{Vo}$$

Ｖｏは、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積

Ｖｓは、当該森林と同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される当該単層林の立木の材積

オ　伐採年度ごとに間伐に係る伐採をすることができる立木の材積の限度は、原則として、当該伐採年度の初日における森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が10分の８を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね５年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の８までに回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。

(3)　植　　栽

ア　次の森林については、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して２年以内に、それぞれ、次に掲げる樹種の満一年生以上の苗を、おおむね、1ヘクタール当たり次に定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。

ただし、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為について、知事の許可（以下「当該許可」という。）がなされた場合において、当該許可がなされた区域内において、当該許可の際に条件として付した行為の期間内に限り、植栽することを要しないものとする。

字高見山710の128（次の図に示す部分に限る。）

所在の森林

スギ（3,000本）、ヒノキ（3,000本）、マツ（3,000本）又は当該地域で一般的に造林が行われ、かつ、当該森林において的確な更新が可能である高木性の広葉樹（3,000本）

イ　択伐により伐採をすることができる次の森林については、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して２年以内に、それぞれ、次に掲げる樹種の満一年生以上の苗を、おおむね、１ヘクタール当たり次に定める植栽本数に、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から当該択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得られる率を乗じて算出される植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。

ただし、当該許可がなされた場合において、当該許可がなされた区域内においては、当該許可の際に条件として付した行為の期間内に限り、植栽することを要しないものとする。

字高見山710の128（次の図に示す部分に限る。）

所在の森林

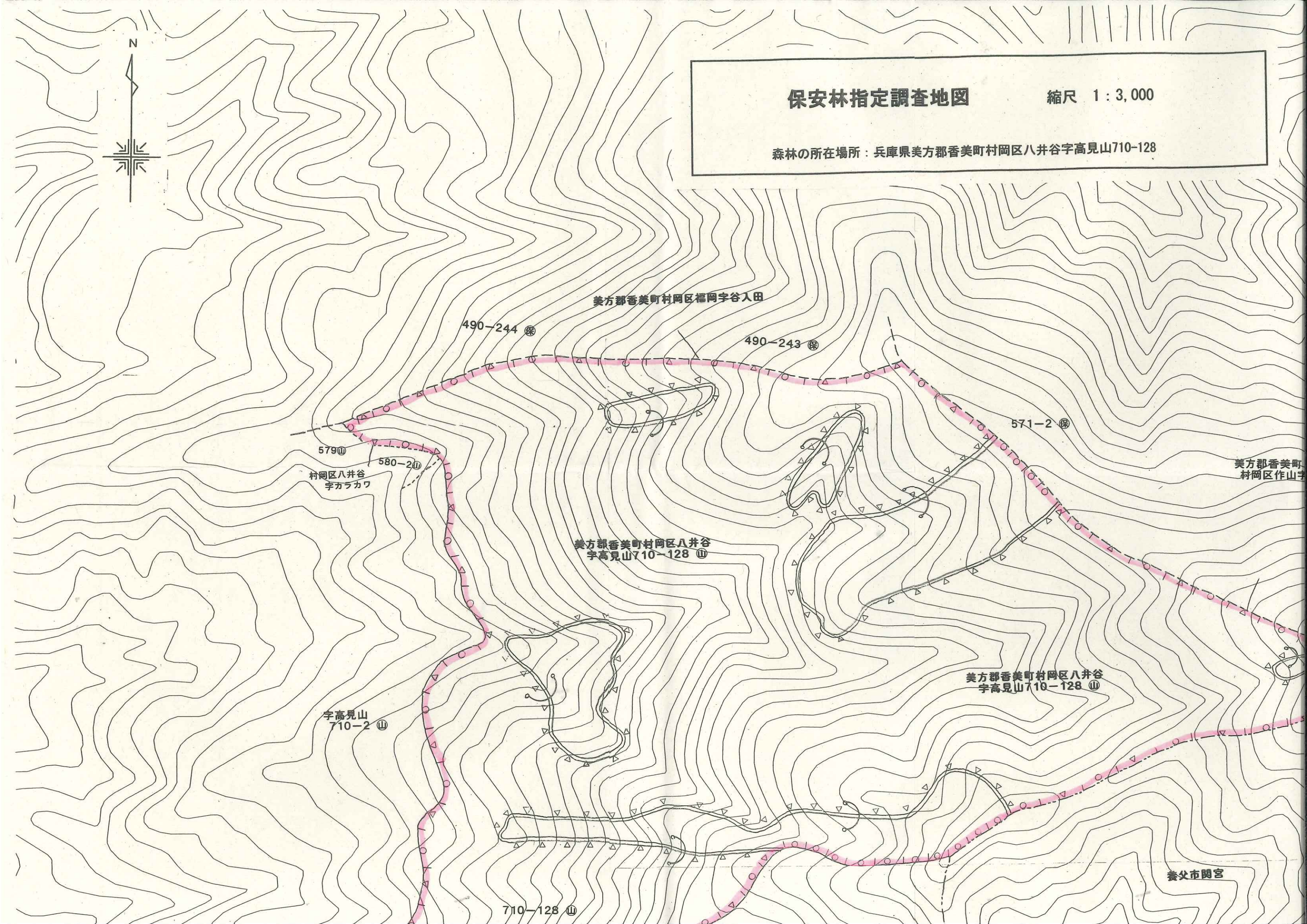
スギ（3,000本）、ヒノキ（3,000本）、マツ（3,000本）又は当該地域で一般的に造林が行われ、かつ、当該森林において的確な更新が可能である高木性の広葉樹（3,000本）

（「次の図」は、保安林指定調査地図のとおり。）

保安林指定調査地図

縮尺　1：3,000

森林の所在場所：兵庫県美方郡香美町村岡区八井谷字高見山710-128



保安林指定調査地図

縮尺　1：3,000

森林の所在場所：兵庫県美方郡香美町村岡区八井谷字高見山710-128

美方郡香美町村岡区福岡字谷入田

490－243 ㊫

571－2 ㊫

美方郡香美町
村岡区作山字マタナガレ

美方郡香美町村岡区八井谷
字高見山710－128 ㊰

571 ㊫

美方郡香美町村岡区八井谷
字高見山710－128 ㊰

養父市関宮

28 ㊰

凡　例	
事　項	記　号
都道府県界	〈・〉―〈・〉―〈・〉
市　郡　界	―・―・―・―・―
町　村　界	―・―・―・―・―
大　字　界	― ― ― ― ― ―
字　　界	- - - - - - -
地　番　界	――――

凡　例	
事　項	記　号
要指定地及びそれに隣接する土地に係る地番区域の境界線	
要指定地の区画線	（内側）
禁伐区域の区画線	

村岡区八井谷
字カラカワ

美方郡香美町村岡区八井谷
字高見山710−128 山

字高見山
710−2 山

710−128 山

美方郡香美町村岡区八井谷
字高見山710−128 山

養父市関宮

美方郡香美町村岡区八井谷
字高見山710−2 山

美方郡香美町村岡区八井谷
字高見山710－128 ㊫

美方郡香美町村岡区八井谷
字高見山710－128 ㊫

571 ㊫

養父市関宮

8 ㊫

美方郡香美町村岡区八井谷
字高見山710－2 ㊫

凡　例	
事　項	記　号
都道府県界	〈・〉―〈・〉―〈・〉
市　郡　界	―・―・―・―・―
町　村　界	―・―・―・―・―
大　字　界	― ― ― ― ―
字　　界	- - - - - - -
地　番　界	―――

凡　例	
事　項	記　号
要指定地及びそれに隣接する土地に係る地番区域の境界線	―――
要指定地の区画線	（内側）
禁伐区域の区画線	―・―・―
択伐区域の区画線	―・―・―
伐採種に係る特例のみを定める区域	\ \ \ \ \ \ \ \ \
伐期齢に係る特例のみを定める区域	/ / / / / / / / / /
伐採種及び伐期齢に係る特例を定める区域	≡≡≡
間伐を定める区域（禁伐・択伐の部分のみに限る）	××××××××××
1箇所あたりの皆伐面積の限度を定める区域	○○○○○○○○○○
保安林に指定後最初に択伐を行なう森林についての択伐率又は植栽本数若しくは樹種を同一とする区域の区画線	―――
植栽の方法、期間及び樹種を定める区域並びに他と異なる植栽本数及び樹種を定める区域の区画線、及びその区域	△△△△△△△△△△ （内側）